

# 大分県診療情報管理研究会会則

## (名称)

第1条 本会は、大分県診療情報管理研究会とする。

## (目的)

第2条 本会は診療情報管理業務に携わる者および関心を持つ者が会員相互間の交流、情報交換の推進を行い、診療情報管理を共に研鑽し、大分県全体の診療情報管理の質向上に貢献することを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は前条の目的に従い、次の事業を行う。

1. 年間1回以上の研究会開催
2. 診療情報管理に関する勉強会の開催
3. 診療情報管理に関する資料等、各種情報の提供
4. 診療情報管理に関する問題、疑問など質問の受付、回答やアドバイスおよび親睦を図る
5. 診療情報管理の業務内容、運用状況の調査と把握
6. 関連する諸学会や団体、地域の研究会との交流ならびに情報提供
7. その他、本会の目的達成に必要な事業

## (会員)

第4条

1. 本会の会員は次のとおりとする。
  - (1) 施設会員 本会の目的および事業に賛同して施設代表者をもって入会した団体
  - (2) 個人会員 本会の目的および事業に賛同して入会した個人
  - (3) 賛助会員 本会の目的および事業に賛助することを主な目的として入会した団体または個人
2. 入会希望者は、所定の入会申込書に記入の上、本会宛に提出しなければならない。
3. 退会を希望するものは、その旨を本会宛に届け出なければならない。なお死亡または失踪、法人もしくは団体の解散の場合は退会したものと見なす。

次の各号に該当した者は、世話人幹事会の議決により退会を命ずることができる。

  - (1) 本会の名誉を著しく傷つけた者
  - (2) 会費の納入を2か年以上怠った者

(役員)

第5条

1. 本会に次の役員を置く。
  - (1) 世話人 若干名 [代表世話人1名を含む]
  - (2) 監事 若干名
  - (3) 幹事 若干名 [実務担当]
2. 代表世話人は本会を代表し、その他の世話人は代表世話人とともに会務に関する事項を遂行する
3. 監事は会計を監査する。なお、監事は世話人および幹事との兼任を妨げない。ただし、事務局との兼任は認めない。
4. 幹事は世話人とともに会務に関する実務を遂行する。
5. 役員任期は2年間とし、4月1日より翌々年3月31日までとする。但し、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
6. 役員は再任することができる。
7. 代表世話人が欠けたときは、世話人幹事会より代表世話人の職務代行者を選任し、速やかに臨時世話人幹事会を開催し次期代表世話人の選任を行う。

(世話人幹事会)

第6条

1. 世話人幹事会は世話人および幹事によって構成し、世話人および幹事の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
2. 世話人幹事会は年1回開催するものとする。ただし、過半数の世話人および幹事より開催要求があった場合には、臨時世話人幹事会を開催するものとする。
3. 世話人幹事会は会務に関する事項を、出席世話人および幹事の過半数で議決する。

(研究会)

第7条

1. 研究会開催のため当番病院をおく。次期当番病院は、世話人幹事会で審議し決定する。
2. 当番病院の責任において主題を決め、研究会を開催するものとする。
3. 研究会開催時に参加費を徴収する。その金額は、当番病院もしくは代表世話人が定めるものとする。

(会費)

第8条 会員は本会に対し、別に定めるところにより年会費を納めるものとする。

(会計)

第9条

1. 本会の経費は年会費、参加費およびその他収入をもってこれにあてる。
2. 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。会計報告は、次年度世話人幹事会で行う。

(会則の変更)

第10条 本会則の変更は、世話人幹事会の議決を経て行う。

(事務局)

第11条 事務局は西別府病院 診療情報管理室に置く。

〒874-0840 大分県別府市大字鶴見 4548

独立行政法人国立病院機構 西別府病院 診療情報管理室

TEL : 0977-24-1221

FAX : 0977-26-1163

(雑則)

第12条 本会則の施行について必要な細則は世話人幹事会の議決を経て別に定める。

(附則)

本会則は平成15年8月1日より施行する。

本改定の会則は平成16年6月19日より施行する。

本改定の会則は平成20年6月21日より施行する。

本改定の会則は平成21年12月5日より施行する。

本改定の会則は令和元年9月11日より施行する。